

カナダ知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 CA. I
国内処理様式	附属書 CA. II
「小企業」の定義	附属書 CA. III

略語のリスト

国内官庁：	カナダ知的財産庁
C P A：	カナダ特許法
C P R：	カナダ特許規則

指定（又は選択）官庁 C A	カナダ知的財産庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 C A
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 ¹ PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 ¹	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁はPCT規則49.6が国内法と整合しない旨の通告を行っている。ただし指定官庁としての国内官庁は、カナダ特許規則第154条(3)に基づき権利回復を認める。	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	英語又はフランス語	
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：配列表を除く明細書・国際出願に含まれている明細書又は請求の範囲が完全に英語若しくはフランス語以外の言語による場合には請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書） PCT第39条(1)に基づく場合：配列表を除く明細書・国際出願に含まれている明細書又は請求の範囲が完全に英語若しくはフランス語以外の言語による場合には請求の範囲（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ） 国際出願の明細書又は請求の範囲が部分的に英語若しくはフランス語以外の言語による場合に限り、出願人はこれらの明細書又は請求の範囲の未翻訳部分を伴い国内段階に移行することができる。ただし未翻訳の文言事項は、求める又は取得した保護範囲の解釈目的で考慮されない。	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願が国際出願公開前に国内段階に移行した場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付しなければならない。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期移行を明確に請求した場合に可能性がある。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない。図面は判読可能な複製を可能とする十分な濃さ及び暗さの、明確に区切られた黒線で作成することが要求され、写真は認められない（カナダ特許規則第59条(1)）。ただし、発明を図面で表示できないが、写真で表示できる場合、出願人は写真の提出が認められる（カナダ特許規則第59条(2)）。この場合の写真にはカラー写真を含むことができる。	

[次頁に続く]

1 出願人が権利回復手数料を支払い、権利回復（国内段階移行の繰延べ）に関してカナダ特許規則第154条(3)に概要を記載するその他の要件を充足することを条件として、30か月の期間終了から12か月（優先日から30か月）。

2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

C A	カナダ知的財産庁 (続き)	C A
国内手数料	通貨：カナダ・ドル (CAD) 基本手数料 ³ CAD 579.42 (234.90) ⁴ 権利回復の追加手数料 (国内段階移行の繰延べ) CAD 289.19 カナダ特許規則第154条(4)に基づく 遅延支払の追加手数料 CAD 150 国際出願の出願日から2年目、又は該当すれば 3年目以降に国内段階に移行した場合、 国内段階移行日において期日となっていた 各年についての維持手数料 ⁵ CAD 125 (58.68) ⁴	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	小企業の資格を有する出願人は、国内段階の手数料の一部が減額される。	
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2)	各発明者の氏名及び郵送用あて名 次のいずれかの宣言書：(i) 出願人が特許出願を行う資格を有する旨；(ii) 出願人は発明者のみである旨、又は共同出願人の場合には、出願人はすべて発明者であり、発明者のみである旨；(iii) P C T規則4.17(ii)の規定に従う申立て 長官は、国内段階に移行した者が国際出願の出願人又はその正当な代表者である旨に合理的な疑義を持つ場合、国際出願の所有権を証明する証拠を要求する ⁶ 出願人が発明者でない場合には代理人の選任 特許代理人の選任書を、選任された代理人以外の者が提出した場合には、その特許代理人の選任を承諾した証拠が要求される	
誰が代理人として行為できるか？	特許代理人・商標代理人大学校が発行する特許代理人免許又は訓練中特許代理人免許を保持する個人 ⁷	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	国内官庁はP C T規則49の3.2に基づく請求を認めないが、指定官庁として、カナダ特許法第28.4条(6)項及びカナダ特許規則第77条に基づく優先権の回復請求を認める	

3 P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

4 括弧内の額は出願人が「小企業」料率で一部の手数料を支払う資格を有する場合に限り適用される。減額手数料の支払資格を得るためには、カナダ特許規則第154条(1)(c)(i)、第154条(2)(a)、第154条(3)(a)(iii)(A)、第154条(3)(b)(i)(A)、第154条(3)(b)(ii)(A)で規定する期間内に、出願人又はその代理人はカナダ特許規則第44条(3)に従う署名済の「小企業」宣言書を提出しなければならない(宣言書はP C T出願人の手引、国内段階の附属書C A. IIに示す様式に従うことが望ましい)。

5 P C T第22条又は第39条(1)を適用する場合：この手数料は、国際出願日から24か月若しくは優先日から30か月のいずれか遅く満了する日まで、又は出願人が国内段階移行の権利回復手数料を支払う場合には30か月の期間終了から12か月以内に支払う。

6 出願人は国内段階移行請求書に添付して、国内段階に移行した者が、どのように国際出願の出願人又はその正当な代表者となったのか証明する書類を提出することができる。この書類には、様式P C T/ I B /306、権利移転の証書、名義変更書類などが含まれる。

7 出願人は自身の出願に関して代理する同一事務所に勤務するすべての特許代理人を選任することができる。

国内段階の手続

CA. 01 国内段階へ移行するための様式

出願人は <https://sl.ised-isde.canada.ca/opic-cipo-brhevets-patents-pct-nationale-national> の国内段階移行請求 (National Entry Request: NER) オンラインソリューションを利用して、国内段階移行請求を行うことが推奨される。利用者は国内段階移行請求 (NER) オンラインソリューションによって、カナダにおける国内段階移行の要件すべてを充足することができる。画面上で直接提出されない情報があれば、添付書面経由で提出することができる。国内段階移行のための代替的な様式も利用可能である (附属書CA. II 参照)。

CPR 155.2(2)

CA. 02 翻訳文 (補充)

出願人は特許の許可通知又は条件付許可通知の送付日前であれば、訂正翻訳文及びカナダ特許規則第155.2条(2)の規定に従う所定の陳述書を提出することによって、国際出願の翻訳文の誤りを補充することができる。

CPR 15(1)

CA. 03 手続言語

通信の言語は、国際出願又はその翻訳文の言語にかかわらず、出願人の選択に従い英語又はフランス語とする。

CPR 44(2)

CA. 04 「小企業」のための手数料の減額

カナダ特許規則第44条(2) (定義については附属書CA. III 参照) に基づく「小企業」としての資格を有するPCT出願人は一部の手数料を割引料率で支払うことができる。「小企業」料金表の利益を受ける資格を得るためには、適用される期間内にカナダ特許規則第44条(3)に従う署名済の「小企業」宣言書を提出しなければならない。CA. 01で述べた特別の様式 (附属書CA. II 参照) 第7欄には「小企業」水準で一部の手数料を支払うための陳述が表示されている。

CA. 05 手数料 (支払方法)

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CA. I に概説されている。

CPR 65
155.5(6)

CA. 06 国内段階移行後の要件充足

出願人はカナダ国内段階移行時に、次のいずれかを提出するよう要求する通知を受ける場合がある：要約の翻訳文、PCT第4条に基づく願書 (RO/101) の翻訳文、翻訳済の文言事項と、既に英語又はフランス語で記載されている文言事項を含む、請求の範囲・明細書・図面・配列表、欠落しているものと考えられる出願の部分、発明者及び出願資格に関する情報、特許代理人の選任

CPA 15.1
CPR 27, 28

CA. 07 代理人の選任

カナダ特許規則第27条(3)の規定による通知を国内官庁長官に提出することによって代理人を選任することができる。

特許代理人以外の者が、復代理人以外の者を特許代理人として選任する書類を長官に提出した場合には、選任された特許代理人が選任について同意する証拠を国内官庁に提出するまで、その選任は有効とされない。

CPA 27.1
73(1)(c)
73(3)
CPR 68(1)
69,154(1)
154(2)
154(3)

CA. 08 維持手数料

国際出願日の2年目の応当日から起算して、各年の応当日以前に維持手数料を支払う。出願人が期日までに支払わなかった場合には、遅延支払手数料も課される。出願人には通知が行われ、維持手数料の支払期日から6か月又は通知日から2か月のいずれか遅く終了する期間内に、維持手数料及び遅延支払手数料を支払わなければならない旨が表示される。このいずれか遅く終了する期間内に維持手数料及び遅延支払手数料が支払われなかった場合、出願は放棄したものとみなされ、特許の場合には所定の特許存続期間が失効したものとみなされる。

放棄したものとみなされた出願は、放棄日から12か月以内に、維持手数料及び遅延支払手数料の支払、並びに回復請求及び回復手数料の支払を行うことによって回復可能である。特許の失効擬制については、当初の維持手数料の支払期日後12か月以内に、維持手数料及び遅延支払手数料の支払、並びに失効擬制の破棄請求及び追加の所定手数料の支払を行うことによって破棄可能である。放棄出願の回復又は（特許の場合）特許の失効擬制の破棄を求める場合、出願人又は特許権者は更に、状況において要求される相当の注意を払ったが維持手数料及び遅延支払手数料の不払が発生した旨も証明しなければならない。

PCT第22条若しくは第39条(1)並びにカナダ特許規則第154条(1)及び(2)に基づく30か月の期間が適用される場合、又は、PCT第22条若しくは第39条(1)及びカナダ特許規則第154条(3)に基づく30か月プラス12か月の期間が適用される場合、その期間前に支払期日となる維持手数料はそれぞれ、30か月、又は30か月プラス12か月の期間内であれば、割増料なしで支払うことができる。維持手数料は各年についての支払又は複数年分の前払が可能である。維持手数料の額は附属書CA. I に示されている。

CPA	35(1)	CA. 09 審査請求 特許は特許性に関する審査後に初めて付与される。審査の公式請求を国内官庁に行わなければならない。審査は出願人又は第三者が請求することができる。審査請求の特別な様式は存在しない。審査請求後、審査官は審査官報告書を最大で3回送付する。3回目の報告書が送付された後、出願人は継続審査請求が必要となる。継続審査の請求後、審査官は追加審査官報告書を最大で2回送付する。2回目の追加報告書が送付された後、出願人は継続審査の後発請求が必要となる。継続審査請求が可能な回数は無制限である。
CPR	79, 81(1)	
CPA	73(1)(d)	CA. 10 審査請求の期間 審査請求は、出願日が2019年10月30日以降の場合には国際出願日から4年以内、出願日が2019年10月30日より前の場合には国際出願日から5年以内に行わなければならない。審査請求がこれらの期間内に受理されなかった場合、出願人は通知を受ける。出願人が放棄処分を回避するためには、通知の日から2か月以内に審査請求及び遅延支払手数料の支払を行わなければならない。出願が放棄とみなされた場合であっても、放棄から12か月以内であれば、遅延支払手数料を伴う審査請求手数料の支払、回復請求、及び回復手数料の支払によって、回復が可能である。審査請求期間の終了日から6か月経過後に回復請求を行う場合、出願人は更に、状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、審査請求が行われなかった旨、審査手数料が不払となった旨、遅延支払手数料が不払となった旨も証明しなければならない。これらの手数料の額は附属書CA. I に示されている。
	73(3)	
CPR	81(1)	
CPR	80(1)	CA. 11 審査請求手数料 審査請求は（出願に含まれている20個を超える各請求の範囲についての手数料を含む）審査請求手数料が支払われた場合にのみ有効となる。審査請求手数料の額は附属書CA. I に示されている。カナダ知的所有権庁が国際調査報告書を作成している場合、審査の基本手数料は減額される。
CPR	86(1), 86(6)	CA. 12 付与手数料 「最終手数料」、出願に含まれていた100頁を超える明細書及び図面の各頁についての手数料並びに20個を超える各請求の範囲についての手数料であって、審査請求時に手数料が未払であったものを、特許の許可通知又は条件付許可通知の日付から4か月以内に支払わなければならない。これらの手数料の額は附属書CA. I に示されている。
	86(10)	
	86(12)	

CPA	38.2	CA. 13 出願の補正及びその時期
CPR	99-102	国内段階において次の補正を行うことができる。
PCT Art.	28	(i) 出願の特許許可までは、新規事項が発明の開示に加入されないことを条件として、出願人が自発的に又は審査官からの指示に応答する際に行う。
	41	(ii) 特許許可後であって最終手数料の支払前については、特許許可通知の送付日において特許出願に含まれていた明細書及び図面から、その明細書及び図面に示されていたもの以外を意図していたことが明白であり、提示された補正以外のものを意図していないことが明白である場合、補正を行うことができる。
		(iii) 特許の条件付許可の通知後は、審査官がいくつかの補正が行われることを条件として出願を許可し、条件付許可通知の発行によって、カナダ特許法及び規則に出願を適合させることを理由として補正又は意見書の提出が要求される旨を出願人に通知した時点で、条件付許可通知に記載されている欠陥に対処するための補正を行うことができる。
PCT Art.	25	CA. 14 PCT第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の誤り又は過失を否定する場合には、その決定に対して連邦裁判所に上訴することができる。
PCT Art.	24(1)	CA. 15 指定国における効力の消滅
CPR	142	PCT第24条(1)に列挙する状況の場合、国際出願はカナダにおいて効力を失う。
PCT Art.	48(2)	CA. 16 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
PCT Rule	58(8) 82bis	国内段階6.022から6.027項を参照。
CPA	73	CA. 17 放棄後の権利回復
CPR	132-135	出願人が所定の期間内に通知で定める要件を充足しなかった場合には、権利回復を請求することができる。回復請求は放棄日から12か月以内に行い、出願人は（一部の場合には遅延支払手数料の支払を含む）不履行の行為を完了させ、（附属書CA. I に示す）権利回復手数料を支払わなければならない。更に、維持手数料及び遅延支払手数料の不払後、又は審査請求を伴う審査請求手数料及び遅延支払手数料の不払後の権利回復の場合、出願人はCA.08及びCA.10で上述したように、状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、その手数料の不払が発生した旨も証明しなければならない。
CPR	154(3)	CA. 18 PCT第22条又は第39条(1)の期間を遵守しなかった後の権利回復
		PCT第22条又は第39条(1)の規定に基づく国内段階移行期間を遵守しなかった場合であっても、出願人は次を行うことによって要件を充足することができる。
		－（適切な基本国内段階移行手数料及び不払の維持手数料の支払を含む）国内段階移行のための通常の要件を充足させる。
		－ 国際出願に関する出願人の権利回復を請求する旨、及び不遵守が故意ではない旨の陳述書を長官に提出する（出願日が2019年10月31日以降である場合に限り適用される）。
		－ 期間経過後12か月以内に（附属書CA. I に示す）権利回復手数料を支払う。
CPA	78	CA. 19 期間延長
CPR	3	基本国内手数料及び維持手数料の支払期間、審査請求期間など一部の例外的な状況においては、カナダ特許規則に規定する期間又は長官が定める期間であることを条件として、期間延長を請求することができる。期間延長は期間終了前に請求し、（附属書CA. I に示す額の）手数料の支払を伴い、長官が納得する理由であることが条件とされる。

CPR 154(4)

CA. 20 手数料支払の試み

出願人が優先日から30か月の期間経過後12か月以内に国内段階移行を試みたが、所定の手数料を全額支払わなかった場合であっても、次の条件に基づき、(30か月プラス12か月の)期間終了前に支払われたものとみなされる：

出願人が国内段階の繰延べ（すなわち30か月から42か月までの間のいずれかの時点での）移行を試みており、所定の手数料すべて（すなわち基本移行手数料、該当すれば維持手数料、権利回復手数料）を支払っていないが、出願人が所定の手数料のすべて又は一部を支払う意思を有する旨を通知している場合には、国内段階の繰延べ移行期間の終了後（すなわち42か月の期間経過後）であって、出願人が手数料を支払う意思を有する旨の通知の受領日から2か月以内に手数料が支払われた場合、その手数料は、通知の受領日に支払われたものとみなされる。

手 数 料

(通貨：カナダ・ドル)

基本国内手数料：

(a) 小企業手数料	234.90
(b) 標準手数料	579.42
権利回復（国内段階移行の繰延べ）手数料	289.19
特許規則第154条(4)に基づく遅延支払の追加手数料	150
特許規則第3条に基づく期間延長申請手数料	289.19

維持手数料：

国際出願日の第2年度，第3年度，第4年度の各応当日以前	
(a) 小企業手数料	56.68
(b) 標準手数料	125
国際出願日の第5年度，第6年度，第7年度，第8年度，第9年度の各応当日以前	
(a) 小企業手数料	100
(b) 標準手数料	289.19
国際出願日の第10年度，第11年度，第12年度，第13年度，第14年度の各応当日以前	
(a) 小企業手数料	125
(b) 標準手数料	367.27
国際出願日の第15年度，第16年度，第17年度，第18年度，第19年度の各応当日以前	
(a) 小企業手数料	264.13
(b) 標準手数料	651.46
法律第27.1条(2)に基づく遅延手数料	150

出願審査請求手数料：

(a) 長官によって出願が国際調査の対象とされていた場合：	
(i) 小企業手数料	114.84
(ii) 標準手数料	289.19
(b) その他の場合：	
(i) 小企業手数料	469.80
(ii) 標準手数料	1,158.84
(c) 出願に含まれている20個を超える各請求の範囲についての手数料：	
(i) 小企業手数料	57.42
(ii) 標準手数料	114.84
出願の継続審査請求：	
(i) 小企業手数料	469.80
(ii) 標準手数料	1,158.84

最終手数料：

(a) 小企業手数料	176.44
(b) 標準手数料	434.30
電子形式で提出された配列リストを除く、100頁を超える明細書及び図面の各頁の追加手数料	8.35
(c) 出願に含まれている20個を超える各請求の範囲についての手数料：	
(i) 小企業手数料	57.42
(ii) 標準手数料	114.84

上述した以外の所定の手数料を含むすべての手数料のリストは、<http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00142.html> に記載されている。

手数料の支払方法

手数料はカナダ・ドル建で支払わなければならない。すべての支払には、判明していれば国内出願番号を表示し（不明であれば国際出願番号が使用できる）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

支払は次のいずれかの方法で行うことができる：クレジットカード、小切手・為替、国内官庁が保有する利用者預金口座宛の入金、銀行振替若しくは送金。

銀行振替及び送金を含むすべての手数料支払はReceiver General of Canada宛に行わなければならない。

デビットカード支払は、知的財産書類の写しのための支払に限定して、50 Victoria Street, Place du Portage I, Room C229, Gatineau, Quebecのカナダ知的財産庁本部での対面処理に限り認められる。

銀行振替及び送金に関してカナダ知的財産庁の口座に振り込むための情報は次のとおりである。

銀行名： Fédération des caisses Desjardins du Québec
 1 Complexe Desjardins, South tower, 15th floor, Montréal, Quebec, Canada, H5B 1B3
 SWIFT： CCDQCMM
 銀行番号： 815
 送金番号： 98000
 受取人名： 033-25638-ISED
 受取人口座番号： MFI09704000815CAD0
 Charges Field "OUR"
 フィールド記載： Authorization number: 033-25638

処理遅延を避けるために、いずれの銀行振替についても次の情報を含むよう提唱する。

連絡先情報： 連絡先の氏名及び電話番号
 特定情報： 預金口座番号・出願人のファイル番号
 要望： 補充項目・業務内容

希望されるサービスを容易に特定するために、出願人は銀行振替の日付及び受領書写しを国内官庁に電子メール（ciofinanceandadministration-bpifinanceetadministration@ised-isde.gc.ca）又はファックス（819-953-CIPO(2476), 819-953-OPIC(6742)）で送付するよう提唱する。

出願人は自身の金融機関の取引手数料の負担責任を有することに留意されたい。出願人がこれを考慮せずに送金額から取引手数料が差し引かれた場合には、差額を徴収して希望サービスを行う正確な金額を得るために、国内官庁が出願人に連絡する必要がある。カナダ知的財産庁が手数料全額を受領した場合に限り、手数料は支払われたものとみなされるので、送金額から取引手数料が差し引かれた場合には、期日までに所定の手数料が支払われなかったという結果となるおそれがある。

様式（附属書CA. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 CA. II 国内処理様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ca.pdf

附属書 CA. III 「小企業」の定義

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ca.pdf

「小企業」が適用される条件

小企業が適用される条件は次のとおりである。

国際出願に関しては、国内段階移行日における出願の出願人が、その移行日現在で従業員100名以下の企業又は大学であり、次のいずれにも該当しないもの：

(i) 大学を除く従業員100名を超える企業が、直接的又は間接的に管理している企業

(ii) 大学を除く従業員100名を超える企業に対して、請求の範囲に記載する発明におけるいずれかの権利若しくは利益について、移転又はライセンス許諾を行っている企業、又は、附带的義務を除き、移転若しくはライセンス許諾を行う義務を負う企業